

目 次

規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	2
2 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
4 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	5
告 示	
10 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正	6
11 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正	7
公 告	
新潟県市町村総合事務組合情報公開条例第 17 条による情報公開の実施状況について	8
新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 32 条による個人情報保護制度の運用状況について	9
公平委員会公告	
新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長の就任について	10
職員団体の登録番号について	10

規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 4 年 5 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号)

- (4) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第4号)

新潟県市町村総合事務組合規則第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17) (略) (18) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月の期間内における、原則として連続する <u>5</u> 日の範囲内の期間 (19)～(21) (略) 2～5 (略)	(特別休暇) 第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17) (略) (18) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月の期間内における、原則として連続する <u>3</u> 日の範囲内の期間 (19)～(21) (略) 2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは<u>児童自立支援施設</u>に送致され、収容されている場合、<u>同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは<u>少年自立支援施設</u>に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成19年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)	(略)	常時介護を要する状態	(略)	(略)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）	月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。）	月額73,090円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(略)	(略)	随時介護を要する状態	(略)	(略)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。）	月額37,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）	月額36,500円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 10 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	<u>4,941 円</u>	<u>12,957 円</u>	20 歳未満	<u>5,081 円</u>	<u>13,384 円</u>
20 歳以上 25 歳未満	<u>5,436 円</u>	<u>12,957 円</u>	20 歳以上 25 歳未満	<u>5,589 円</u>	<u>13,384 円</u>
25 歳以上 30 歳未満	<u>6,049 円</u>	<u>13,985 円</u>	25 歳以上 30 歳未満	<u>6,164 円</u>	<u>14,322 円</u>
30 歳以上 35 歳未満	<u>6,272 円</u>	<u>16,696 円</u>	30 歳以上 35 歳未満	<u>6,577 円</u>	<u>17,163 円</u>
35 歳以上 40 歳未満	<u>6,693 円</u>	<u>19,689 円</u>	35 歳以上 40 歳未満	<u>6,854 円</u>	<u>19,407 円</u>
40 歳以上 45 歳未満	<u>7,049 円</u>	<u>21,505 円</u>	40 歳以上 45 歳未満	<u>7,070 円</u>	<u>21,601 円</u>
45 歳以上 50 歳未満	<u>7,096 円</u>	<u>22,898 円</u>	45 歳以上 50 歳未満	<u>7,208 円</u>	<u>22,760 円</u>
50 歳以上 55 歳未満	<u>6,994 円</u>	<u>25,189 円</u>	50 歳以上 55 歳未満	<u>7,090 円</u>	<u>25,308 円</u>
55 歳以上 60 歳未満	<u>6,570 円</u>	<u>25,319 円</u>	55 歳以上 60 歳未満	<u>6,583 円</u>	<u>25,093 円</u>
60 歳以上 65 歳未満	<u>5,473 円</u>	<u>21,022 円</u>	60 歳以上 65 歳未満	<u>5,420 円</u>	<u>20,870 円</u>
65 歳以上 70 歳未満	<u>3,940 円</u>	<u>16,117 円</u>	65 歳以上 70 歳未満	<u>3,970 円</u>	<u>15,258 円</u>
70 歳以上	<u>3,940 円</u>	<u>12,957 円</u>	70 歳以上	<u>3,970 円</u>	<u>13,384 円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、公布の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額(平成 16 年告示第 17 号)の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)	(略)	常時介護を要する状態	(略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>75,290 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>73,090 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>73,090 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(略)	(略)	随時介護を要する状態	(略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>37,600 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>36,500 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>36,500 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

公 告

情報公開の実施状況の公表について（公告）

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成 18 年条例第 1 号）第 17 条の規定により、令和 3 年度の情報公開の実施状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

1 請求件数

0 件

2 請求方法内訳

方 法	請求書によるもの	口頭によるもの	計
件 数	0 件	0 件	0 件

3 決定内容内訳

(1) 全実施機関

決定内容	公 開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 実施機関別件数

決定内容 実施機関	公 開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
管理者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
教育委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
公平委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
監査委員	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
議 会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

4 審査請求の状況

なし

個人情報保護制度の運用状況について（公告）

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号）第 32 条の規定により、令和 3 年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 5 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

1 個人情報登録対象事務の登録件数（令和 3 年度末時点）

実施機関	登録件数
管理者	36 件
教育委員会	0 件
公平委員会	2 件
監査委員	0 件
議 会	1 件
合計件数	39 件

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止別件数

- (1) 個人情報開示請求 0 件
- (2) 個人情報訂正請求 0 件
- (3) 個人情報利用停止請求 0 件

公平委員会公告

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長の就任について（公平委員会公告）

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長の就任があったので、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

委員長

就任 勝見洋人 令和4年4月18日

職員団体の登録番号について（公平委員会公告）

加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合が令和4年4月1日に公平委員会事務に加入したことにより、加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会に登録されていた職員団体の登録番号を次のとおりとしたので公告する。

令和4年5月2日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

登録番号	職員団体名	付番年月日
公委登第 836 号	加茂市役所職員組合	令和4年4月18日
公委登第 837 号	加茂市・田上町消防衛生保育 組合職員組合	令和4年4月18日